
栃木県キャリア形成プログラム

令和5（2023）年2月改訂

とちぎ地域医療支援センター
（栃木県保健福祉部医療政策課地域医療担当）

1 プログラムの趣旨

- ・このプログラムは、医療法第30条の23第2項第1号及び同法第30条の25第1項第5号の規定に基づき、県養成医師が医師として県内の公的医療機関等（栃木県医師修学資金貸与条例第2条第6号及び同条例施行規則第2条で定める医療機関をいう。以下同じ。）に従事するに当たり、地域医療提供体制の確保と県養成医師の能力の開発・向上との両立を図ることを目的に作成するものです。

2 基本的事項

(1) 適用対象者

- ・このプログラムは、次に掲げる医師に対して適用します。
 - ① 自治医科大学を栃木県卒として卒業した医師（以下「自治卒医」という。）
 - ② 獨協医科大学を栃木県地域卒として卒業した医師（以下「獨協地域卒医師」という。）
 - ③ 栃木県医師修学資金貸与条例の規定に基づき、平成27年度以前に、診療科指定の医師修学資金の貸与を受けた医師（以下「旧修学資金貸与医師」という。）
 - ④ 栃木県医師修学資金貸与条例の規定に基づき、平成28年度以降に、診療科指定の医師修学資金の貸与を受けた医師（以下「新修学資金貸与医師」という。）

(2) 対象期間等

- ・プログラム対象期間は、修学資金の返還免除要件を達成するまでの期間（以下「義務年限」という。）とし、修学資金の貸与期間に1.5を乗じた期間となります。
- ・自治卒医にあっては、原則として、義務年限の2分の1に相当する期間は、へき地医療に関わる公的医療機関等に勤務することとします。
- ・獨協地域卒医師にあっては、原則として、義務年限のうち4年間以上は、医師の確保を特に図るべき区域等（医師少数区域）に勤務することとします。

(3) 対象期間中の身分

- ・県養成医師のうち、自治卒医、獨協地域卒医師及び旧修学資金貸与医師（以下「県採用医師」という。）については、プログラム対象期間中、本県職員として採用し、県が人事権を有した上で、県内公的医療機関等へ派遣することとします。

(4) 対象診療科

- ・自治卒医及び獨協地域卒医師にあっては、原則として、選択できる診療科に制限を設けないこととします。ただし、県内の公的医療機関等において専門研修を履修できない場合などには、実質的にその選択が制限されることとなります。
- ・旧修学資金貸与医師は、小児科、産科又は整形外科の医師として従事するものとします。
- ・新修学資金貸与医師は、修学資金の貸与決定時に指定した診療科（小児科又は産科）の医師として従事するものとします。

(5) 従事先となる医療機関等

・ 県養成医師は、プログラムの対象期間中、次に掲げる県内の医療機関等において医師として勤務することとします。なお、令和4年12月時点において従事先となり得る具体的な医療機関等は、別表1のとおりです。

- ① 公立医療機関
- ② 医療法第31条に規定する公的医療機関
- ③ 災害拠点病院として知事が指定した病院
- ④ へき地医療拠点病院として知事が指定した病院
- ⑤ 地域医療支援病院
- ⑥ 行政機関（栃木県保健福祉部）
- ⑦ その他知事が必要と認める病院

・ 従事先となる医療機関等については、必要に応じて、適宜見直しを行います。

3 県採用医師のキャリア形成

(1) 専門研修への配慮

- ・ 県は、県採用医師が、プログラム対象期間中に一般社団法人日本専門医機構の認定する専門医の取得を希望する場合には、基本領域の専門研修プログラムを履修できるよう派遣先を調整します。
- ・ 専門研修プログラムの履修のために必要がある場合には、1年以内に限り、大学病院（自治医科大学附属病院又は獨協医科大学病院）に派遣します。
- ・ 専門研修プログラムの履修の都合上、やむを得ず1年を超えて大学病院での研修が必要となる場合には、義務履行を中断した上で、大学病院での研修を行うことを認めます。また、この場合の義務履行中断期間は、原則として1年間とします。

(2) ワーク・ライフ・バランスへの配慮

・ 県は、県採用医師のワーク・ライフ・バランスの充実にも配慮した上で、派遣先を検討します。なお、育児休業等により休業する場合の取扱いは、以下のとおりです。

- ① 義務履行に算入されるもの
産前産後休暇、育児短時間勤務期間、傷病休暇（上限日数あり）
- ② 義務履行に算入されないもの（返還猶予期間の延長）
育児休業

4 県採用医師の区分に応じたモデルプログラム

ここで示すプログラムは、初期臨床研修修了後、卒後3年目から直ちに専門研修を開始することを前提としたものです。

(1) 初期臨床研修（卒後1～2年）

・初期臨床研修は、県養成医師の区分に応じて、以下の病院で実施することとします。

- ① 自治卒医 自治医科大学附属病院
- ② 獨協地域枠医師 獨協医科大学病院

(2) 専門研修（卒後3～5年）

- ・専門研修期間中の派遣先は、原則として、基幹施設が作成した研修ローテーションに準じることとします。
- ・派遣期間は、原則として1年単位とし、専門研修プログラムの履修上、やむを得ないと認められる場合に限り6か月単位とします。
- ・専門研修は、全て県内の医療機関等において行うこととし、県外の医療機関での研修が必要となる専門研修プログラムの選択は認めないこととします。

(3) 研修修了後（卒後6年～）

- ・県採用医師が様々な地域・医療機関で等しく経験を積むことができるよう、1医療機関当たりの派遣期間は、原則として2年以内とします。
- ・自治卒医にあっては、選択した診療科にかかわらず、卒後6年目以降（原則として卒後6年目又は7年目）、少なくとも1年間は、へき地診療所又はこれに準ずるものとして県が指定する医療機関で勤務することを基本とします。

《モデルプログラム》

①自治卒医

卒後1	2	3	4	5	6	7	8	9
《臨床研修》 自治医科大学 附属病院		《専門研修》 基幹施設と連携施設を 1年単位でローテート			へき地等勤務 (※1)		公的病院等勤務 (※1)	

※1 少なくとも1年間は、へき地診療所、日光市民病院、那須南病院又は塩原温泉病院のいずれかに勤務することを基本とする

②獨協地域枠医師

卒後1	2	3	4	5	6	7	8	9
《臨床研修》 獨協医科大学病院		《専門研修》 基幹施設と連携施設を 1年単位でローテート			公的病院等勤務 (※2)		公的病院等勤務 (※2)	

※2 希望者にあっては、へき地診療所等に勤務することを妨げない

③旧修学資金貸与医師

卒後1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
《臨床研修》 県内臨床研修病院 ※義務外		《専門研修》 基幹施設と連携施設を 1年単位でローテート			公的病院等 勤務		公的病院等 勤務		公的病院等 勤務	

(4) 診療科ごとの具体的なプログラム

- ・診療科ごとに想定される派遣先は、別表2のとおりです。

5 新修学資金貸与医師のモデルプログラム

(1) 初期臨床研修（卒後1～2年）

- ・初期臨床研修は、県内の初期臨床研修病院で行うこととします。なお、初期臨床研修期間は、義務履行期間には通算されません。

(2) 初期臨床研修修了後（卒後3年～）

- ・貸与期間の2倍に2年を加えた期間の間に、貸与期間の1.5倍の期間、指定された診療科の医師として、県内の公的医療機関等に勤務します。この場合において、義務履行の中断可能期間における中断事由は、その内容を問いません。

○新旧修学資金貸与医師

